

回

久留米市国民保護協議会幹事会会議録

日 時 平成18年9月22日(金)午後3時～

場 所 久留米市民会館 小ホール

出席委員（39名）

小田 誠揮、金丸 晃司、永淵 昭子、井口 幸雄、小川 一美、塘内 高志、夏秋 重徳
小野 浩二、角銅 健一、松本 茂、中ノ森賢二、江原 清文、田中 要一、山本 隆一
武内 良孝、井上 光、熊谷 敏夫、池田 博子、三原 圭子、小 均、野田 順子
古賀 誠一、北川 正勝、今村 公郎、福田 義宜、広田 耕一、佐藤 興輔、奥野 信
中園 敬司、森山 純郎、山下 良一、柴田 武昭、貞苺 隆男、久保田 明、内山 孝子
石橋 幹男、檜原 隆行、真名子文男、柿添 利夫

欠席委員（8名）

石橋 浩祐、松隈 康信、大津 秀明、白石 学、酒見 隆生、萩原 重信、長尾 孝彦
八尋 幹夫

事務局

総務部生活安全推進室長 道井 清太
総務部生活安全推進室主査 澤水 秀俊
総務部生活安全推進室 高尾 兼司

事務局（道井清太）

定刻となりましたので、ただ今から「第2回久留米市国民保護協議会幹事会」を開催したいと思います。

本日は、第1回の幹事会でお示ししておりました計画作成のスケジュールに無かった会議開催にもかかわらず、幹事の皆様にはいろいろとご多用のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の次第に移りたいと思いますが、その前に、「幹事会の会議の傍聴について」、報告致します。第1回幹事会で説明致しました「久留米市国民保護協議会幹事会運営要領」及び「久留米市国民保護協議会傍聴要領」に基づく会議傍聴について、本日の傍聴受付者はございません。

それでは、議題審議の方に移りますが、第1回幹事会同様、「久留米市国民保護協議会幹事会運営要領」に基づき、市総務部の佐藤次長に議長をお願い致します。

佐藤次長、よろしく申し上げます。

議長（佐藤興輔）

佐藤です。第1回の会議同様、議事がスムーズに進行致しますよう皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議題に移りたいと思います。

議題「久留米市国民保護計画（素案）について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（澤水秀俊）

説明に入ります前に、今回の幹事会を開くことになった経緯について若干触れさせて頂きたいと思います。

まず、本幹事会の開催数ですが、第1回幹事会の折、計画作成のスケジュールで2回と示しておりましたが、今回開催することにより、本幹事会の開催数を1回増の3回に変更することで御容赦賜りたいと思います。次回の第3回幹事会は、11月上旬開催の予定を11月下旬に繰り下げることになろうかと思っております。

今回開催に至った理由ですが、前回、8月22日に開いた第1回幹事会で出された語句の定義等の修正意見について市防災対策室との協議結果を踏まえ、それらの当該意見につき一部修正を施した計画素案の全編について、第1回幹事会の1週間後に開いた第2回の協議会において、審議して頂いたわけでございます。この協議会において更に幹事会意見の関連箇所や新たな箇所につき、後に説明致します修正を促す意見や県から多くの加筆修正等の指摘が出されたことによりまして、パブリック・コメントを実施する前に、当該指摘を修正することの承諾を幹事会で得るようにと協議会で決定されたため、今回の幹事会開催を加えることになったものであります。この点について、まずは御了解を賜りたいと思います。

それでは、前回の幹事会での意見に関係する箇所に対する協議会における審議・意見について、幹事の皆様に伝えておかなければならない点を、簡単に整理して御報告致したいと思いま

す。なお、県からの修正等の指摘箇所については、後ほど訂正箇所の説明の中で指摘修正の事項を説明しますので、県からの具体的な意見以外について、その対処状況等を報告致します。

協議会からの指摘に関連する箇所についてのみ前回幹事会の意見を確認しますと、福岡県トラック協会からの「事業法等に規定された枠組みを越えた範囲・対処措置が記載されている。具体的には、貨物事業部門に『旅客、避難住民の措置』が記載されており、明らかに行為能力を越えた措置内容となっているので、当該箇所を削除修正してほしい」旨の意見が。また、田主丸消防団からの、「命令」と「指示」の語句が、消防の命令系統上の定義分けにおける使用と異なる取扱いがされているので修正すべきではないか、との意見が出されておりました。この意見を受け、運送事業部門の業務大綱を、「旅客等のヒトに係る搬送」部門と「貨物、緊急物資の運送」にかかる部門とに業務内容を明確に分けて修正し、また、「命令」と「指示」の用語の使い分けについては本市の地域防災計画と同じく「命令」と表記することで、計画素案を協議会に提示したところであります。

協議会における、幹事会意見に関連する箇所の指摘としては、幹事会同様、消防団からの指摘で「命令と指示」の区分けが曖昧、具体的には「国民保護対策本部の事務分掌における消防関係の「避難命令の伝達」を「避難指示の伝達」に替えるべきではないか、との意見が一つ、また、指定地方公共機関一覧における運送事業者の業務の大綱については、旅客と貨物部門の事業内容を区分して協議会の際は示していたのではありますが、この一覧表において示す機関の名称や本文中の用語において、ヒトと貨物の輸送について十分な整理がされていない、との指摘があったものです。具体的には、包括的名称での「運送事業者」とするのではなく、「旅客運送事業者」と「貨物運送事業者」とに明確に分類することと、避難住民等の人に係る運送に関する本文中において、運送事業者が「旅客」部門として限定されておらず用語の使用が不適であり、これら人と物との運送形態に基づき適切な用語で明示するようとの指摘であります。

また、新たな意見としては、災害時要援護者の例として、高齢者、障害者に続き、「乳幼児」の語句を加えるようとの意見が出されております。

これらに加えてであります。先だっの協議会の時点における県からの指摘箇所について、その全てを本計画案に修正等反映していなかったこともあり、また、先程申し上げました協議会からの意見を反映、修正した計画案について、幹事会の了承を得るよう、協議会から要請がありましたので、冒頭に申しましたように今回の幹事会を開くことになったものであります。

なお、今般示している計画案では、県からの指摘事項については県と協議を重ねた結果、その全てを修正加筆することとし、また、幹事会及び協議会のこれまでの指摘についても十分に反映、意見を汲み取った修正版としておるところです。

それと、県との調整について若干触れておきますと、今般、修正を施して示していますこの計画素案について、今月に入り、福岡県国民保護計画の所管であるところの本協議会、幹事会の委員の所属先、県総務部消防防災安全課と第1回の事前協議を行っているところで、今後は、この久留米市計画素案について県の関係各部署において精査される予定であることを報告しておきます。

それでは、協議会・幹事会・県の意見を踏まえて、前回の幹事会の時点と今回提示の計画素案において変更、修正を施した箇所について主な点についてのみ、今から説明致します。

事前に郵送しておりました、「久留米市国民保護計画(素案)新旧対照表」ないし「計画(素案)」冊子の方を御覧ください。

新旧対照表は、左側に計画書の何編何章か、それと項目、何ページかを示し、続いて右側に修正した内容、用語、表現を、それに伴う新旧対照を中程に、これには、訂正・挿入箇所にはアンダーラインを引いて一目分かるように示しておるところであります。そして、それに対する理由を右側に付しております。

まずは、対照表1ページ、最初の行、計画書では5ページですが、災害時要援護者の定義となる用語面で、協議会意見を踏まえ、「障害者」の後に「乳幼児」を加えておるところです。この修正点については、計13箇所ございますが、後に出てくる箇所につきましては新旧対照表に全て掲載していますので、後の分の説明は省かせて頂きます。

同じく対照表1ページ、計画書8ページですが、県からの指摘により「策定」を「作成」に変更しております。これについても、後に多数の修正箇所がございますが、後の分は省略したいと思います。

改正の主な点ということで、次に、計画書で9ページ、これも県からの指摘によりますが、指定地方行政機関の一覧について、本市の地域防災計画に掲載している機関に加えて、県計画に掲載されている機関を追加したところですが、但し、本市に全く関係のない機関は除いて掲載しております。

これから、私が言いますページについては、計画書では何ページを指すかということで捉えて頂きたいと思います。と、ということで、続いて、10ページの指定公共機関及び指定地方公共機関の欄ですが、本市地域防災計画に即して機関名称をこれまで固有の個別掲載にしておりましたところを、県計画に準じて、個別事業者名ではなく事業内容別に表現すると共に、協議会の意見を踏まえ「運送事業者」を「旅客部門」と「貨物部門」に明確に区分したところがあります。なお、個別の指定公共機関及び指定地方公共機関の名称は、資料編に掲載しております。

続いて、29ページ、県からの指摘により、平素からの備えとして、関係機関との連携整備において、「消防本部との協議等」の項を新たに追加し、これについては、国民保護計画の作成において、改めて、消防本部と十分協議することの表現を添えたものであります。第1回の幹事会でも説明致しましたが、消防本部の意見を聴取せずには、この計画作成は成し得ないものであり、意見を反映した現計画素案となっているところでもあります。また、消防計画等において国民保護計画の消防に係る事項において調整を図る旨の表現を盛り込んでいるところでもあります。

32ページ、県からの指摘により、非常通信体制の整備において、県の計画に即して具体的な通信手段として「防災行政無線、福岡コミュニティ無線の整備を図る」旨、加えているところですが。

41ページ、対照表の2ページ2段目、県からの指摘ですが、避難実施要領のパターン作成の箇所において、災害時要援護者の避難方法等について配慮する旨、追加しているところです。

53ページ、同じく県の指摘により、市対策本部の組織構成図に、各種措置を実施する市の部局及び各種行政委員会等の実施機関を加え、この役割として本部からの指揮命令や措置実施に関する体制等の調整指示、また、本部へは要員派遣や状況報告をする流れを示すべく加えたものであります。

続いて対策本部事務分掌の60ページの消防署及び消防団班、並びに61ページの総合支所対策の消防団班、事務分掌中の避難措置の項において、「避難命令の伝達」を「避難の指示の伝達」に「命令」を「指示」に替えております。これは、先程から申しました協議会、本幹事会等の意見を受け、また、国民保護法による措置規定においても「指示」が使われていることから、「避難の指示」としたところであります。

次に対照表では3ページ、計画書では81ページ、「避難住民の運送の求め」のところでありますが、説明の冒頭に申しましたように8月29日の第2回協議会で指摘されました件で、「住民・人」の搬送故に、ここでは「運送事業者」という包括的な呼称ではなく「旅客」を付加し、より明確に運送形態を区分したものであります。

次いで84ページに移ります。ここでは、「大都市における住民の避難等」を新たな項目として加えたものであります。これについては、当初の計画素案に無かった項目であります。本市久留米市の人口30万人超、近隣市町村から集客する商業等の大規模施設を有す県南の中核都市であること等の社会的特性を考慮すれば、久留米市として必要ある項目との指摘が県からあったものであります。ここでは、災害時要援護者の避難手段の確保や円滑な誘導に加え、かつ、地域、学校、施設、事業所等の単位での避難や大規模施設と情報提供等の連携を図ることにより避難誘導の混乱防止に努めるものである旨、明記しているものであります。

次に89ページ、対照表4ページの5段目、本文においては緊急物資の運送のところですが、先程と同様、旅客と貨物を明確に区分するため、「物資」の運送故に「運送事業者」に「貨物」を冠に付け加えることとしたものです。

次に、102ページですが、県からの指摘になります。このページ修正に関連するところにおいては、県内に原子力事業者が存在しないという前提から、このような「放射性物質取扱い事業者」などと表現を替えているものであります。

102ページ、同じく対照表4ページの下段になりますが、放射性物質を取扱う事業所が講ずる対処措置を加えたところであります。

同じく102ページ、対照表5ページの3段目、ここでは、放射性物質の放出等の情報の受信及び確認につき、「原子力事業者」としていたのを、「放射性物質管理者」に変更しております。

最後になりますが、本日お配り致しました、新旧対照表追加分の方で、計画書では42ページになります。ここで補足したいと思っておりますが、本日の幹事会には欠席されていますけど、本日、私が説明してきました貨物運送事業に係るところの修正箇所については、本幹事会前に事

前に福岡県トラック協会の石橋幹事と面談し、了解を得ているものであることを報告しておきます。

それでは、42ページの修正説明に移りますが、この箇所は、トラック協会の石橋幹事との面談の際、指摘された箇所であります。内容は、本文中では、運送事業者全体の輸送力情報の把握に関する事項のところになりますが、「鉄道、定期・路線バス」の後に「トラック」を加え、それに伴い、その情報項目の中の「数、定員」の後に「積載量」を追加することとするものであります。ただ、この箇所については、お手元の計画書では従前のままとなっており、加筆されておりません。皆様に事前郵送した後に、ご指摘があったものですから、本日のところは手書き修正でお願いしたいと思います。

それから、もう1点、先ほど県から指摘をいただきましたので、修正をお願いしたいと存じます。この分につきましては、新旧対照表はございませんので、御注意願います。

本編の6ページをお願いします。7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮の項目の2行目を「尊重する。」で止め、それ以降5行目の「配慮する。」までを削除するものであります。

これは、この部分に記載している放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関への配慮に関しては、県の所管であるため、削除をお願いするものです。

以上、今回示した計画の中で、前回以降に修正を施すことになった箇所についての主な点について説明を終わりたいと思います。説明を割愛した箇所につきましては、新旧対照表に載せた事項ということで説明提案に替えさせて頂きたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤興輔）

議題「久留米市国民保護計画(素案)について」、前回示された計画素案から変更された箇所について事務局の説明が終わりました。

これについて、何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

幹事（北川正勝）

説明がなかったが、第1回幹事会の際の資料では、本編60ページの消防団対策部の事務分掌中の9番中「避難者の誘導」の後に「救助」があったと思うが、今回、削除されているのはなぜか。

69ページの8住民への協力要請の項目では、住民に対して避難住民等の救援への協力を求めることとしており、消防団の事務から「救助」を削るのはいかなものか。

事務局（道井清太）

第1回幹事会での消防からの意見を踏まえて削除したものであり、そのときには、消防団は救助はできないと言われたと記憶しております。

議長（佐藤興輔）

ほかにございませんでしょうか。

幹事（中ノ森賢二）

本編167ページの「緊急消防援助隊」の説明文において、消防組織法第24条の4とあるが、去る6月14日の法改正により、24条の4が45条となっているので、修正すべきではないか。

事務局（道井清太）

確認の上、修正したい。

議長（佐藤興輔）

ほかにございませんでしょうか。

（なし。）

それでは、お諮りしたいと思います。

事務局が説明しました修正及び追加内容について、これを盛り込んだ「久留米市国民保護計画（素案）」として、本日、第2回の幹事会段階では了承したいと思います。宜しいでしょうか。

（はい。）

ご異議がないものと認めまして、そのように取扱わせていただきます。

以上をもちまして、本日の予定議事は終了致しました。

事務局から「その他」で何かありますか。

（はい。）

どうぞ。

事務局（道井清太）

今後のスケジュールですが、本日の幹事会で了承していただきました「久留米市国民保護計画（素案）」について、幅広く市民の声を聴取して意見を反映させるため、来月10月3日から11月1日までパブリック・コメントを実施することにしております。

閲覧場所は、市のホームページをはじめ、本庁舎、総合支所、市民センターで本計画素案を閲覧に供し、郵送、FAX、電子メール等で意見を受け付けることにしています。

こうした作業の中において、県の関係各部局からの意見による調整等を重ね、11月中旬頃に第3回幹事会を、そして同月下旬過ぎには最終の協議会を開く運びで考えておるところです。

事務局からは、以上です。

議長（佐藤興輔）

只今の事務局の説明によると、今後の計画作成の進捗予定として、幹事会のスケジュールについては、11月中旬頃に第3回の幹事会が最終として予定されているということでした。

これで議事全て終了しました。

拙い議事進行であったかと思いますが、皆様の御協力により議事がスムーズに進行出来ましたことに、厚く御礼申し上げます。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。